一　解除に係る保安林の所在場所　長野県上水内郡小川村大字高府字大明神西一四九三・一四九四・一四九七・一四九八・一四九九の一・字夏和前平一五四二（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　解除の理由　指定理由の消滅
（「次の図」は、省略し、その図面を長野県庁及び小川村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百九十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
令和八年二月十九日
農林水産大臣　鈴木　憲和

一　解除に係る保安林の所在場所　長野県小県郡長和町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　解除の理由　指定理由の消滅
（「次の図」は、省略し、その図面を長野県庁及び長和町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百九十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
令和八年二月十九日
農林水産大臣　鈴木　憲和

一　解除に係る保安林の所在場所　長野県諏訪郡下諏訪町社字一ノ釜七三七〇の五・七三七〇の六・七三七一の三・字沢七五一六の四（以上四筆国有林）
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　解除の理由　道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を熊本県庁及び八代市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百九十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
令和八年二月十九日
農林水産大臣　鈴木　憲和

一　解除に係る保安林の所在場所　熊本県八代市東陽町河俣字折渡三九〇九の二八（次の図に示す部分に限る。）、三九〇九の三一
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　解除の理由　道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を熊本県庁及び八代市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百九十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
令和八年二月十九日
農林水産大臣　鈴木　憲和

一　解除に係る保安林の所在場所　鳥取県西伯郡伯耆町荘字牛切一三九五の八・一三九五の九（以上二筆国有林）
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　解除の理由　道路用地とするため
四　解除に係る保安林の所在場所　鳥取県西伯郡伯耆町荘字牛切一三九四の一三・一三九四の一四（以上二筆国有林）、一三九四の一二、一三九四の一七
五　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
六　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第百九十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
令和八年二月十九日
農林水産大臣　鈴木　憲和

一　解除に係る保安林の所在場所　鳥取県鳥取市佐治町尾際字西名馬谷一二一七の二・一二一七の三（以上二筆国有林）
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　解除の理由　指定理由の消滅

○農林水産省告示第百九十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
令和八年二月十九日
農林水産大臣　鈴木　憲和

一　解除に係る保安林の所在場所　宮城県栗原市一迫字長崎西沢一六の一〇九・一六の一一〇（以上二筆国有林）
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第百九十七号

農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）第三条第九項の規定により、令和八年一月十四日付けをもって次の農薬を登録し、同法第十三条の規定により公告する。
令和八年二月十九日
農林水産大臣　鈴木　憲和

登録番号	農薬の種類	農薬の名称	製造者又は輸入者の氏名及び住所
25005	ジンプロピリダズ液剤	エフィコンＳＬ	東京都中央区日本橋室町三丁目４番４号　ＢＡＳＦジャパン株式会社　代表取締役社長　ディマトスゼイダムハンビ

○農林水産省告示第百九十八号

農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）第三条第九項の規定により、令和八年一月二十一日付けをもって次の農薬を登録し、同法第十三条の規定により公告する。
令和八年二月十九日
農林水産大臣　鈴木　憲和

登録番号	農薬の種類	農薬の名称	製造者又は輸入者の氏名及び住所
25006	調合油乳剤	サフオイルストレート	東京都千代田区神田小川町一丁目３番１号　ＯＡＴアグリオ株式会社　代表取締役　岡尚
25007	シクロピリモレート・テフリルトリオン・トリアファモン粒剤	サーカス楽粒	東京都中央区日本橋本町一丁目５番４号　北興化学工業株式会社　代表取締役社長　佐野健一

○農林水産省告示第百九十九号

農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）第十一条第二号の規定により、次の農薬の登録は失効したので、同法第十三条の規定により公告する。
令和八年二月十九日
農林水産大臣　鈴木　憲和

登録番号	農薬の種類	農薬の名称	製造者又は輸入者の氏名及び住所
7674	ＣＹＡＰ乳剤	住化サイアノックス乳剤	東京都中央区日本橋二丁目７番１号　住友化学株式会社　社長　水戸信彰
10807	ＣＹＡＰ粉剤	住化サイアノックス粉剤	〃
12090	ＣＹＡＰ水和剤	住友サイアノックス水和剤	〃
12193	パリダマイシン液剤	パリダシン液剤	〃
15275	カルタップ粉剤	パダン粉剤ＤＬ	〃
19098	イマゾスルフロン・エトベンザニド・ダイムロン粒剤	キックバイ１キロ粒剤	〃
20840	エトフェンプロックス・ＭＥＰ粉剤	スミチオントレボン粉剤ＤＬ	〃
17912	イミノクタジン酢酸塩液剤	カシマン液剤	〃
18739	イミノクタジン酢酸塩・メプロニル水和剤	モノクタジンフロアブル	〃
20295	イプコナゾール・イミノクタジン酢酸塩水和剤	［ＤＩＣ］ベフランシードフロアブル	〃
21467	イミノクタジン酢酸塩液剤	ベフラン液剤２５	〃
21480	イミノクタジン酢酸塩・銅水和剤	日曹ベフドー水和剤	〃

東京都千代田区丸の内二丁目７番２号　日本曹達株式会社　取締役社長　阿賀英司